

【平成29年度第4次いるま男女共同参画プラン実施状況】

概要(Plan)				実施内容(Do)・評価(Check)							改善(Act)							
基本目標	課題	関連計画	施策の方向	担当課	No.	主な取組	取組状況	評点	各課平均	施策平均	男女共同参画配慮項目	平成29年度に取組んだ重点的な取組	平成29年度事業評価	取組の課題等				
				男女共同参画推進センター(人権推進課)	20	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	○	3	3.2	3.4	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	・国、県、他市が発行した資料の収集及び関係職会の提供 ・男女共同参画情報紙(女と男の情報紙ビギンはじめよう!)の発行、全戸配布(51,000部作成) ・各種相談事業 ・面接相談45回延べ相談人数116人 ・電話相談45回延べ相談人数41人 ・法律相談10回延べ相談人数38人 ・男女共同参画セミナー公開講演会・イクボス宣言式 参加者123名 ・男女共同参画推進センターホームページに埼玉県ホームページの「多様な働き方実践企業」のページをリンクし、紹介 ・各種事業を託児付きで実施 託児数:14人	男女共同参画セミナーは、こども支援課と商工観光課と共催し、「いるまイクボス応援プロジェクト」の一環として開催し、市・企業・団体が共同してイクボス宣言をすることができた。また、男女共同参画情報紙においても、イクボス共同宣言した企業・団体のイクボス・イクメンを紹介するなど、公開講演会から継続したテーマで内容の濃いものを作成することができ、仕事と家庭の両立について効果的に啓発することができた。	・ワークライフバランスに関する国、県、他市が発行した資料の情報提供や子育て支援策を展開している事業所の紹介は展示資料室での閲覧やセンターホームページで周知する方法に留まっている。特に資料閲覧室の利用者が少ないため、講座を開催する時に案内したり、資料を整理して見やすく利用しやすく工夫するなど資料閲覧室の活用に努める。 ・託児の申し込みについては、前年度より9名減少している。託児付きの講座である旨をチラシ・ポスターやホームページ等で分かりやすくPRする。				
					23	相談窓口の充実	○	3			5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した							
					24	子育て支援策を展開している事業所の紹介	○	3			5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した							
					25	企業・事業主向け講座・講演会の開催	◎	4			5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した							
					27	子育て支援事業の充実	○	3			4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した							
								市民相談室(人権推進課)	23	相談窓口の充実	○	3	3.0	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	職員が対応する一般相談(毎日)、弁護士による法律相談(月5回)、人権相談(月2回)、心配ごと相談(毎週木曜日)を実施した。平成29年度は、一般相談2444件、弁護士による法律相談374件(駿河台大学法学部教授による法律相談を含む)、人権相談6件、心配ごと相談59件を受け付けた。	職員が対応する一般相談では、主に傾聴に務め、内容に応じて該当する関係部署の紹介を行っている。相談者にとって必要な情報を伝えることや適切な相談を受けてもらうことができたと思われる。また、市民相談室で実施している弁護士による法律相談等の専門相談の紹介を行い、相談者にとって必要な相談へつなげられたと思われる。	様々な問題を抱えている相談者の対応について、適切な対応や回答ができるようなスキルを職員が身につける必要がある。 その上で、相談しやすい環境づくりや相談の場の啓発に努め、相談者が必要としている情報や回答を提供できる相談体制づくりが必要である。	
								人事課	20	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	◎	4	3.0	3.4	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	庁内イクボス宣言を実施し、所属長に対し子育てに関する休暇制度の周知を図った。	庁内イクボス宣言を実施することにより、所属長に対し意識啓発を図ることができた。	平成30年度についても、新任課長職を対象とし庁内イクボス宣言を実施する。
				21	年次有給休暇等の取得促進の啓発	○	2	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした										
				22	男女の育児・介護休業制度、子の看護休暇の制度の周知	○	3	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした										
								商工観光課	20	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	◎	4	3.0	3.4	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	No20 イクボス宣言についての周知を行った。	No20 イクボス宣言の周知を行い、意識啓発の促進が図れた。	No21、22については国や県から情報を得た際は、企業へ情報提供を行う。 No24については県や入間市工業会等を通じて支援策がある事業所情報の収集に努める。
				21	年次有給休暇等の取得促進の啓発	○	2	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	No23 内職相談(水曜日を除く平日) 相談件数:909件 若年者就業相談(毎月第二、第四木曜日、2・3回開催) 相談件数:48件 労働相談(毎月第三木曜日、12回開催) 相談件数:14件	No23 各相談事業の相談内容により、就労などの問題解決に役立っている。								
				22	男女の育児・介護休業制度、子の看護休暇の制度の周知	○	2	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	No25 男女共同参画セミナーを人権推進課、こども支援課と共催で行った。	No25 男女共同参画セミナーは3課で共催をしたことにより、連携が図れた。								
				23	相談窓口の充実	◎	4	1.事業の対象となる人の現状を男女別に把握した										
				24	子育て支援策を展開している事業所の紹介	○	2	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した										
								広報課	24	子育て支援策を展開している事業所の紹介	○	4	4.0	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	・広報いるま4/1号、6/1号、8/1号、9/1号、10/15号、12/15号	広報いるまにおいて、子育て施策の特集を組む等、各関連事業所の取組状況を広くPRすることができた。	広報いるまにおける関連記事の掲載や、入間ケーブルテレビ・FM茶苗での情報発信、プレスリリース等を継続して行う。	
								こども支援課	24	子育て支援策を展開している事業所の紹介	◎	4	4.0	3.4	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	・「イクボス」の思想を広め、働く人が安心して子育てができる職場環境を整備することを目的に、「いるまイクボス応援プロジェクト」を開始し、イクボス共同宣言企業の募集、イクボス宣言式の開催、リーフレットの作成、宣言企業のPR等を行った。 イクボス共同宣言企業数10社 ・子育て支援拠点において、父親を対象としたイベントの実施等、父親の育児参画を促進する事業を実施した。 ・「子育ての総合窓口」において、保育施設や遊び場の情報等、子育てに関する様々な相談に利用者支援専門員が応じた。 相談件数計35214件	「イクボス」の思想を広めるため、セミナー開催、市HPや市報による周知を行い、「イクボス」の機運の醸成を図った。 子育て支援拠点において、「ばばくる」「パパ&ママ講座」などを開催し、多くの父と子が参加し、親子の交流が図れた。	・「いるまイクボス応援プロジェクト」を推進し、多くの企業団体へ周知を図り、イクボス共同宣言企業を増やしていく。 ・父親の育児参画を促進するため、事業の推進を図る。
				27	子育て支援事業の充実	◎	4	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした										
				28	子育て相談窓口の充実	◎	4	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした										
				29	地域の子育て支援体制の充実	◎	4	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした										

●仕事と家庭・地域活動などの両立支援

1. 女性活躍推進計画	●仕事と家庭・地域活動などの両立支援	保育幼稚園課	26	保育施設、学童保育室等の整備・充実	◎	4	4.0	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	・民間保育施設の適正な維持管理のため補助金を交付した。 ・公立保育所の老朽化に伴い、保育室等の修繕を実施し、適正な施設の維持管理を行った。	・民間保育施設において安全・安心な保育が実施できる施設の維持管理が図れた。 ・公立保育所において安全・安心な保育が実施できる施設の維持管理が図れた。	・必要性のある整備について計画的に対応する。また、子ども・子育て支援事業計画に沿った定員を確保する。
		青少年課	26	保育施設、学童保育室等の整備・充実	○	3	3.0	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	・子ども居場所づくり事業の実施 毎週土曜日 午前10時～正午(休日、長期休暇を除く) 市内小学校16校 体育館・校庭・各地区公民館 のべ9,362人の参加があった。 ・放課後子ども教室事業の実施 週2日放課後～午後5時(給食のない日、長期休暇を除く) 6小学校区で実施し、のべ3,594人の参加者があった。 ・学童保育室の老朽化に伴い、保育室等の修繕及び工事を実施し、適正な施設の維持管理を行った。(修繕25件、工事2件)	・子どもが安心して活動できる場の確保を図り、子どもの健全育成を支援することができた。 ・学童保育室において安心・安全な保育が実施できる施設の維持管理が図れた。	・今後も継続、充実していく。 ・必要性のある整備について計画的に対応する。支援員・補助員の配置に基づいた児童の受け入れを実施する。
		地域保健課	28	子育て相談窓口の充実	◎	4	4.0	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	センター及び各地区公民館において乳幼児相談延べ772人。子ども相談室延べ42人。	相談しやすい相談環境を心がけ実施した。	相談しやすい相談環境の整備と相談担当職員の研修の実施。
		学校教育課	28	子育て相談窓口の充実	○	4	4.0	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	教育センターでは電話による相談、来所による相談を実施している。小学校第1学年に入学する児童の保護者には「育ちの記録シートおちやめ」を配付し、その中で教育センターをはじめ、相談できる諸機関を紹介している。また、市ホームページでも同様の紹介を行っている。	自分の子が健やかに成長していくことが保護者の一番のライフ・バランスの推進につながっていく。教育相談を実施することで保護者の不安解消につながった。 ※教育センターに保護者が来所して実施した教育相談324件(うち学業に関する件199件)	今後も、保護者の悩みに対応できるよう、子育て・教育に係る情報収集を充実させ、保護者が安心して相談・子育てできるような環境を整備していく。
		自治文化課	30	地域活動への参加促進	○	3	3.0	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	【連合区長会と市との連携事業】 ・市民清掃デー 35,001世帯参加 ・防災訓練 176団体 18,318名参加 ・各地区区長会で万燈まつりに参加 【自治会の個別事業】 ・地区体育祭、夏祭り、敬老会、親睦旅行など	自治会・区長会が実施する事業は多岐にわたっているため、男女それぞれの特性を活かして、ライフサイクルに沿った参画がされている。	より多くの市民のライフサイクルの中に、地域活動への時間が組み込まれ、積極的な参画がなされるように努めていく。
			31	NPO、ボランティア団体との協働による社会参画の推進	○	3		3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	【NPO法人まちづくりサポートネット元気な人間の中間支援業務】 ・市民活動センターの施設の提供及び窓口・電話相談業務(111件) ・市民活動センター登録団体交流会(128名) ・情報誌(年2回発行)、ホームページ(随時更新)による情報提供 ・市民活動のスキルアップ講座(81名)	中間支援業務を「NPO法人まちづくりサポートネット元気な人間」に委託し、多数の事業を実施している。市民ニーズを考慮した内容となるよう心がけているため、参加者増えている事業もある。市民がそれぞれのライフサイクルにより、活動が可能な範囲で行っていることがうかがえる。	NPO法人をはじめとした市民活動団体との協働のまちづくりを推進するために、中間支援業務を担う「NPO法人まちづくりサポートネット元気な人間」と連携を図り、団体側の支援、ニーズや「ライフサイクル」に沿った参画」が活性化するように努めていく。
		高齢者支援課	30	地域活動への参加促進	○	3	3.0	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	老人クラブ連合会の活動支援	老人クラブ連合会の研修等の活動支援を行った活動への参加機会が増加した	老人クラブ参加者の増員と地域活動の活性化が課題
		社会教育課	32	生涯学習事業の充実	○	3	3.0	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	・近隣大学との連携事業(ふるさと喜楽学、講座等)実施 ・いるま生涯学習フェスティバルの開催 ・まちの先生講座開催	近隣大学との連携により、幅広い学習や施設の紹介を行った。また、市民の学習成果の活用を目指し、まちの先生講座を開催した。 まちの先生講座 30講座開催、受講者延べ396人	今後も継続、充実していく。
公民館	32	生涯学習事業の充実	◎	4	4.0	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	【久保稲荷公民館】 久保稲荷公民館まつり(学習成果の発表、地域住民の交流の場)(11/5開催):約1,500名 【宮寺公民館】 宮寺地区文化祭 勤の部(11月5日) 静の部(11月11日、12日)開催 約800名 【金子公民館】 金子地区文化祭(学習成果の発表、地域住民の交流の場)11月4、5日開催・約900人 【高倉公民館】 高倉文化祭(学習成果の発表、地域住民の交流の場)(11/4に開催):約1,000名 【黒須公民館】 黒須文化祭 参加者数1,400人 【扇町屋公民館】 扇町屋文化祭(学習成果の発表、地域住民の交流の場)(11/11,12に開催):約1,000名 【東町公民館】 「東町文化祭」芸術発表会、作品展、模擬店地を実施した。11/11、12 来場者2,104名 「東町地区ふれあい運動会」10/8 東町小学校 参加者460名 【東藤沢公民館】 東藤沢生涯学習大学「ときめき学園」10月に入学9月卒業の学校形式で6コースに分かれて学ぶ。平成29年度(16期)は1コースが応募少数のため休講となった。 16期生徒数75名 【藤の台公民館】 藤沢地区体育祭 10月1日開催 参加者延べ人数 1000名 藤の台まつり 11月11・12日開催 参加者延べ人数 1000名 【藤沢公民館】 ・藤沢地区体育祭 10月1日約1,500名 ・藤沢文化祭 11月4・5日延べ3,200名 【二本木公民館】 二本木狭山台地区文化祭・二本木狭山台地区菊花展(学習成果発表の場・地域住民交流の場)・11月3・4日開催・約1,000名参加 【西武公民館】 西武地区体育祭 10月1日開催 参加者延べ人数 2,000名 西武地区文化祭 11月4・5・12日開催 参加者延べ人数 1,161名 【東金子公民館】 「さくらまつり」芸術発表会、作品展、模擬店地を実施した。4/2 来場者約1000名 「文化まつり」芸術発表会、作品展、模擬店地を実施した。11/3,11/4,11/5 来場者約2200名	公民館は生涯学習の発表の場であるとともに、地域住民の交流の場となり、さまざまな事業が行なわれている。地域の連帯感が希薄になりつつある現状ではあるが、各地域の公民館において行なわれている文化祭などでは、小学生から高齢者まで幅広い年齢層の住民が生涯学習活動の成果を発表するだけでなく、普段利用の少ない中学生もボランティアで事業に係わってもらったケースも見られ、公民館が地域の結びつきの重要な機能を果たしている。	公民館は市民の交流の場である。単に生涯学習の発表の場であるだけでなく、今後も地域ぐるみで協力して、大勢の市民が参加できるような体制づくりや事業の実施が必要である。		

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

2 個性と能力を発揮して多様な生き方をめざす

1. 女性活躍推進計画	●男性の働き方の改革	人事課	33	長時間労働抑制の推進・啓発	◎	4	3.0	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	超過勤務削減運動の取り組みとして、ノー残業デー(毎週水曜日の定時退庁)の実施及び20時15分の一斉退庁の実施等により長時間労働の抑制に努めた。	超過勤務削減運動に実施により、平成28年度と比較し、長時間労働の抑制が図られた。	長時間労働の抑制は引き続きの課題であり、超過勤務削減運動の継続実施するとともに、さらなる取り組みについても検討する。 平成30年度2月上旬に、こども支援課、人権推進課、商工観光課が共同で実施するイクボス宣言した企業・団体のフォローアップ研修会への管理職の参加を検討する。	
			34	男性の育児休業取得促進への推進・啓発	○	3		1事業の対象となる人の現状を男女別に把握した				
			35	女性活躍推進法の事業主行動計画の周知	○	2		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした				
			36	経営者・管理職を対象とした研修、講座の開催	△	0						
			37	男性向け啓発講座の開催	△	0						
		商工観光課	33	長時間労働抑制の推進・啓発	○	3	3.3	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	No35 女性活躍推進セミナーでは、中小企業における女性活躍推進に触れ、取組企業の紹介をした。	No35 女性活躍推進セミナーを行い、取組企業を紹介した。企業への女性活躍推進の意識改革が図れた。	No33、No34については啓発資料や案内などを配信し、啓発に努める。	
			34	男性の育児休業取得促進への推進・啓発	○	2		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした				No36 引き続き企業の経営者や人事担当者向けに講演会を開催していく。
			35	女性の活躍推進法の事業主行動計画の周知	◎	4		4事業の方向性について男女共同参画に配慮した	No33.34.36 男女共同参画セミナーを人権推進課、こども支援課と共催で行い、企業に対しワークライフバランスの推進を行うことが出来た。	No33.34.36 イクボス宣言の周知を行い、意識啓発の促進が図れた。	No37 課単位での開催は難しいが、他課で開催がある場合には事業の周知に積極的に努める。	
			36	経営者・管理職を対象とした研修、講座の開催	◎	4		4事業の方向性について男女共同参画に配慮した				
			37	男性向け啓発講座の開催	△	0						
		男女共同参画推進センター(人権推進課)	37	男性向け啓発講座の開催	◎	4	4.0	5事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	・男女共同参画セミナー公開講演会・イクボス宣言式 参加者123名	男女共同参画セミナーでは、こども支援課と商工観光課と共催し、男性の家事・育児参画をテーマに実施した。また、男女共同参画情報紙においても、男性の家事・育児をテーマに実施し、男性の育児参加の大切さについて啓発することができたと考える。	平成30年度について、2月上旬に昨年度のセミナーでイクボス宣言した企業・団体のフォローアップ研修会を実施し、男性の家事・育児について引き続き啓発を図る。	
			地域保健課	37	男性向け啓発講座の開催	○	3	3.0	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	両親学級(妊婦述べ190人、夫述べ101人)働くママのための両親学級(妊婦82人、夫68人)	両親学級等の実施時、家事、育児、健康づくり等男性の家事、育児等への参加も意識した内容とした。	健康づくりの講座等において、男性が参加しやすいくなるよう工夫していく。
		公民館	37	男性向け啓発講座の開催	○	3	3.0	5事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	【黒須公民館】 「すこやか料理教室(男性料理)」6/28 参加者6名 【東町公民館】 「すこやか料理教室(男性料理)」6/22 参加者5名 【藤の台公民館】 藤沢公民館・藤の台公民館共催『子育て講座』(6月7日、1月30日に開催)参加者40名(6月)、37名(1月) 藤の台公民館『収体体験教室』(6月17日に開催)参加者数35人 【藤沢公民館】 藤沢公民館・藤の台公民館共催『子育て講座(2回開催)』6月7日 40名/1月30日 37名 ・親子七夕のついで 7月1日 45名 ・親子三世代クリスマス会 12月2日 48名	親(父親・母親)と子で参加し、季節行事や子育て事業を通して、子育てに役立つ情報交換をしたりして、参加者同士の交流を図った。特に体験講座の実施により生きがい作りや地域との交流、及び家庭内での役割分担見直し等のきっかけ作りに役立った。また、普段はあまり料理をしないという方も参加していただき良かった。	社会的に孤立しやすい子育て中の方や、少年期の児童が、他の参加者と出会い、ふれあい、学習の「場」を設ける機会を関係課とともに企画していきたい。今後の課題は参加者の増加であるが、特に父親の参加が増えるよう、募集段階での工夫をしたい。	
			男女共同参画推進センター(人権推進課)	38	こころやからだの相談の充実	◎	4	3.7	5事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	・女性の悩みごと相談の実施や性的マイノリティのための相談事業を平成30年1月から実施するとともに、2月に「いるいるな女性 いるいるな生き方」をテーマに当事者の方等を講師に招き、市民を対象に公開シンポジウムを実施した。 また市職員に対する性的マイノリティに関する研修の実施や、市公式ホームページ及びリーフレットでの啓発を行った。 ・公開シンポジウム「いるいるな女性 いろいろな生き方」参加者106名 ・男女共同参画研修(市職員対象)参加者42名	性的マイノリティのための相談事業の実施や公開シンポジウムや研修会の実施及び市公式ホームページ等による周知により啓発が図れた。	引き続き、市民に対して啓発を進めるとともに、市職員に性的マイノリティに対する理解を深めるための研修が必要である。 また、最新の情報の収集に努める必要がある。
		市民相談室(人権推進課)	38	こころやからだの相談の充実	○	3	3.0		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	LGBTIに関する研修を人権推進課職員全員が受講し、平成30年1月下旬より「性的マイノリティのための悩みごと相談」の受付を開始した。	市民相談室において、左記の相談について未だ直接的には受けていないが、男女共同参画推進センターと連携し、相談の受け入れ体制を整えている。	左記の相談の経験が浅いため、適切な応対や回答ができるようなスキルを職員が身につける必要がある。
		地域保健課	38	こころやからだの相談の充実	◎	4	4.0		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	精神科医によるこころの相談述べ9件。随時相談述べ1956人。	相談窓口の周知と利用促進を行った。ストレス等による悩み、精神疾患、福祉制度などについての相談を行い、こころやからだ等の相談窓口の整備に努めた。	相談窓口の周知と利用促進、また、ストレス等による悩み、精神疾患、福祉制度などについての相談を行い、こころやからだと生き方の相談窓口の整備を引き続きしていく。
		学校教育課	39	互いの性と生を理解し、尊重する教育の推進	○	4	4.0	5事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	・小中学校における保健学習にて性に関する心身の成長についての理解を深める授業を実施することができた。 ・小中学校における道徳科の学習を通して、性的マイノリティを含めた様々な他者への理解を深めたり、男女の友情・信頼の道徳的価値を高めたりする授業を実施することができた。	・学校教育での保健科、道徳科学習の実施から、児童生徒の他者理解や他者尊重についての啓発を図ることができた。	・若手教員が増加している現状から、質の高い授業の展開ができるように、各学校の研修体制を充実させるよう働きかける。	
			41	性的マイノリティに関する理解促進のための啓発・教育	○	4		5事業の効果が男女共同参画推進に寄与した				
		男女共同参画推進センター(人権推進課)	42	相談窓口の充実	○	3	3.0	5事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	女性の悩みごと相談、性的マイノリティのための相談等において、人権の推進の観点も含め、市報、市公式ホームページ等を使い、広く周知した。	年齢に合わせた相談対応をすることでライフステージに応じた健康支援を図れた。	健康支援については、適切な機関に相談者をつなげる必要があることから、最新の情報の収集に努める必要がある。	
			地域保健課	43	生活習慣病予防対策の充実	◎	4	4.0	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	特に男女の別に関わらず生活習慣病対策及び健康づくりに関する事業に取組んだ。	健康課題別の情報提供や予防に取組んだ。生涯を通じて健康の保持増進のための普及、啓発、健康教育などを推進に努めた。	健康寿命を延ばす対策、健康課題別の情報提供や予防に取組むための対策及び生涯を通じて健康の保持増進のための普及、啓発、健康教育などを推進していく。
44	健康づくりに関する事業の充実及び意識の啓発			◎	4	3.3	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした					
健康管理課	44		健康づくりに関する事業の充実及び意識の啓発	○	3	3.0	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	生涯を通じて健康等に関する問題が多く発生、生涯を通じて心身の健康を保つための健康支援、相談体制の充実が重要	各種健康診査、がん検診を行うことにより生涯を通じての健康支援、相談体制の充実	受診率を向上させるためには、何が有効であるか模索しております。		
スポーツ推進課	45		スポーツ・レクリエーション参加機会の充実	○	3	3.0	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	駅伝・クロカン大会の実行委員会にて男女の別無く更衣室について協議を行い、特に女性参加者の懸念事項の払拭に努めた。	男性の参加割合の多いスポーツ事業において、女性の参加しやすい環境を継続的に提供出来ている。	実行委員等への女性委員の割合を増やすことで、男女共に参加しやすい事業企画につなげ、女性参加者の増加を図る。		

(2)生涯を通じたこころとからだの健康促進

●ライフステージに応じた健康支援

(3)誰もがその人らしく暮らすための支援

●貧困など生活上の困難を抱えた女性等への支援	子ども支援課	46	ひとり親家庭への支援の充実	◎	4	4.0	3.3	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	・ひとり親家庭等児童学習支援事業の実施。学習教室2か所で、延べ89回開催。教室参加人数は延べ1703人。	学習会場の増設も含めた受入れ枠拡大の検討が必要。	
	生活支援課	46	ひとり親家庭への支援の充実	◎	3	3.0		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	支援を必要とする要因が複合的で包括的なため、相談支援員が中心となり各関係機関と連携しながら対応した。	ひとり親としての子育て支援や就業支援をはじめ生活全般の複合的な支援ができた。	関係機関等からの情報だけでなく、あらゆる機会をとらえ情報の把握に努め、継続的に支援していく。
		48	女性の悩みごと相談の充実	◎	3			3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした			
	土工観光課	46	ひとり親家庭への支援の充実	○	2	2.0		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	内職相談室やふるさとハローワークを開設している。入間市就職支援セミナーを開催した。毎月労働相談や若年者就業相談を開いている。国、県等の各関係機関からのリーフレット等の資料を庁舎内に掲示した。	就業に向けての事業や労働相談などを実施し、働きたい方への情報提供を行った。	引き続き各事業を実施していく。
	学校教育課	46	ひとり親家庭への支援の充実	◎	4	4.0		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	就学援助費支給による支援国の基準額増額に合わせて追加支給を行い、ひとり親家庭をはじめとした就学困難な児童生徒の保護者へ支援した。(新入学児童生徒学用品費及び中学校進学学用品費)	就学援助費支給を通して、貧困等により生活上の困難を抱えた世帯へ継続的な経済的支援を行った。	継続した支援に加え、入学前に児童生徒が進学に備えることができるよう平成30年度中に見直しを行う。
	地域保健課	47	母子保健事業の充実	◎	4	4.0		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	産婦訪問延べ1,074人。乳幼児健診(3〜4か月児:939人、1歳6か月児:1026人、3歳児:1017人)その他	出産後の心身ともに不安定な時期に母親と赤ちゃんの健康維持のための事業の周知、利用を促進した。	出産後の心身ともに不安定な時期に母子の健康維持のため引き続き事業の周知、利用の促進をしていく。
	男女共同参画推進センター(人権推進課)	48	女性の悩みごと相談の充実	○	3	3.0		5事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	DV被害者の経済状況に配慮した相談対応を心掛けて、相談員とセンター職員が適切に連携して関係機関につなぐ等の対応した。	DV被害者等において、経済的に不安定な人が多いことから、生活支援を視野に入れた相談対応ができた。	女性の貧困の問題は大きな問題であることから、生活支援課等の関係機関と連携して取り組む必要がある。
●高齢者・障がい者・外国人等が安全に安心して暮らせる環境の整備	介護保険課	49	介護サービス等が必要な方への支援の充実	○	3	3.0	3.4	4事業の方向性について男女共同参画に配慮した	本人や家族などからの相談を受け、様々な制度や地域のネットワークを活用して、適切にサービスを受けられるよう支援する。	地域包括支援センター等が地域の介護サービスが必要な方の状況を把握し、サービスを提供することができた。	介護サービスを必要としている方の把握について、より正確に把握できるように地域包括支援センターの活動を支援する。
	障害者支援課	49	介護サービス等が必要な方への支援の充実	◎	4	4.0		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	障害者が地域で自立した生活を送れるよう、相談支援事業所等と連携し、必要な情報提供や適切なサービス利用につなげた。また、障害者就労支援センターや市自立支援協議会等と連携し、就労に向けた支援だけでなく、就労後の定着支援等障害者の就労や自立に向けた支援を行った。	H28.10に開設の障害者基幹相談支援センターが中心となり、会議や研修等において地域の課題抽出や相談支援の質の向上に取り組み、市の相談支援体制の整備、充実が図れた。また、障害者就労支援センターを中心に、関係機関や企業とのネットワークを構築し、企業啓発や就労の場の拡大に取り組むとともに、障害者の自立に向けた障害者の就労、職場定着のための支援を行うことができた。	引き続き、障害者基幹相談支援センターや障害者就労支援センターを中心に関係機関と連携し、情報の発信や体制の整備、充実を図っていく。
		51	就労支援及び自立支援	◎	4			3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした			
	自治文化課	50	相談窓口の充実	○	3	3.0		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	【外国人相談事業】 ・英語 101件 ・スペイン語 27件 ・日本語 3件	広報のまに掲載の記事を抜粋した市政情報紙「IRUMA COM+COM」を毎月1回、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語で発行。	日常生活をサポートする冊子「生活ガイド」の外国語版は、2011年から更新していない。掲載内容の変更もあることから、早急に取り組みを図るよう努める。
	男女共同参画推進センター(人権推進課)	50	相談窓口の充実	○	3	3.0		5事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	女性の悩みごと相談、性的マイノリティのための相談等において、人権の推進の観点も含め、市報、市公式ホームページ等を使い、広く周知した。	市報等を通じて幅広く市民に周知を行った。	庁内の各課の相談窓口と重複することから、相談窓口の充実にあたっては他の課との調整が必要と考える。
	市民相談室(人権推進課)	50	相談窓口の充実	◎	4	4.0		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	職員が対応する一般相談(毎日)、弁護士による法律相談(月9回)、人権相談(月2回)、心配ごと相談(毎週木曜日)を実施した。平成29年度は、一般相談244件、弁護士による法律相談374件(駿河台大学法学部教授による法律相談を含む)、人権相談6件、心配ごと相談59件を受け付けた。	職員が対応する一般相談では、主に傾聴に努め、内容に応じて該当する関係部署の紹介を行っている。相談者にとって必要な情報を伝えることや適切な相談を受けることもうことができたと思われる。また、市民相談室で実施している弁護士による法律相談等の専門相談の紹介を行い、相談者にとって必要な相談へつなげられたと思われる。	様々な問題を抱えている相談者の対応について、適切な対応や回答ができるようなスキルを職員が身につける必要がある。その上で、相談しやすい環境づくりや相談の場の啓発に努め、相談者が必要としている情報や回答を提供できる相談体制づくりが必要である。
	高齢者支援課	51	就労支援及び自立支援	○	3	3.0		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	シルバー人材センターによる男女の区別ない就労支援	シルバー人材センターに補助金を交付したことにより就労者が増加した	補助金とその効果
土工観光課	51	就労支援及び自立支援	◎	4	4.0	4事業の方向性について男女共同参画に配慮した	自立支援セミナーを2回(入間市主催分と埼玉県との共催分)、出張プレ相談を1回実施した。内職相談室やふるさとハローワークを開設している。入間市就職支援セミナーを開催した。毎月労働相談や若年者就業相談を開いている。国、県等の各関係機関からのリーフレット等の資料を庁舎内に掲示した。	自立支援セミナーや就職支援セミナーを行ったことから、問題解決に役立っている。	引き続き各事業を実施していく。		
●誰もがその人らしく暮らせる環境づくり	子ども支援課	52	地域におけるセーフティネットワークの構築	◎	4	4.0	2.8	3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	民生委員・児童委員、主任児童委員に支援が必要な世帯の情報提供をした上で、見守りを依頼。	民生委員・児童委員、主任児童委員による見守り支援ができたのと同様に気になる家庭の子ども支援課への情報提供にも繋がった。	児童を見守るにあたっての基本的対応等について、誰もが同一対応できるように県で実施している「児童虐待防止サポーター研修」に多くの方に参加いただくよう働き掛けている。
	高齢者支援課	52	地域におけるセーフティネットワークの構築	○	2	2.0		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	「声掛け運動」を通じて認知症等に対応しつつコミュニティを構築	各地区で「声掛け運動」を実施し、住民間のコミュニティ構築を進め、地域の安全に貢献した	男女や世代を問わない参加者の拡大
	介護保険課	52	地域におけるセーフティネットワークの構築	○	3	3.0		4事業の方向性について男女共同参画に配慮した	地域包括支援センター及び高齢者等地域ネットワーク推進会の高齢者等見守りネットワークの活動を通して、高齢者の孤立防止、認知症の方とその家族への支援、高齢者等の虐待防止、消費者被害の防止、災害時における安否確認などの課題に地域全体で取り組む。	地域包括支援センターと高齢者等見守りネットワークが連携し、安否確認等の支援を行うことができた。	高齢者の虐待防止、災害時における安否確認等に対応を関係機関と協議していくことが必要である。
	障害者支援課	52	地域におけるセーフティネットワークの構築	○	2	2.0		3男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	障害者基幹相談支援センターが中心となり、障害者相談支援事業所や障害福祉サービス提供事業所、障害者支援事業者等、また地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等がネットワークの構築を図った。	障害者基幹相談支援センターが中心となり、障害者相談支援事業所や障害福祉サービス提供事業所、障害者支援事業者等、また地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等がネットワークの構築を図り、障害分野と高齢者分野の情報交換等を行うことで、関係性の強化が図れた。	今後も障害者基幹相談支援センターが中心となり、障害者支援関係機関と高齢者支援関係機関等との連携体制の充実を図っていく。